

皆様に、最新の労働災害情報を届けています！

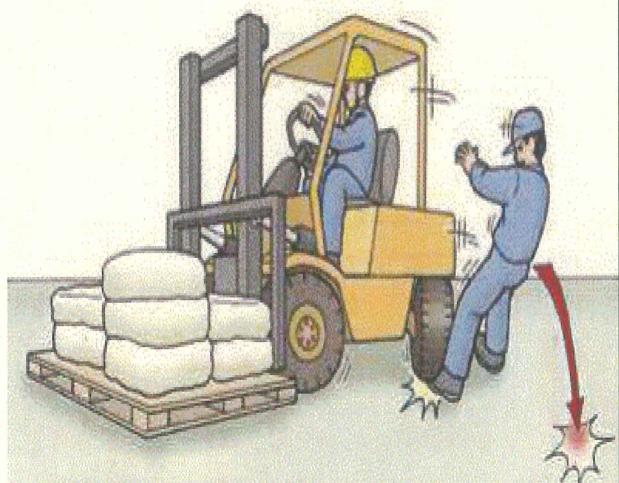
災害発生情報 No.121

令和2年5月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報を届けています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	金属プレス製品製造業	経験年数	9年	年齢	50歳代
発生年月	令和2年2月		発生時刻	10時20分	
発生状況	労働者がトイレ休憩のため作業場を歩いていたところ、フォークリフト運転者が後方を確認せずバックしたため、当該フォークリフトが労働者の足に乗り上げたもの。				
負傷の程度／部位	ふくらはぎ裂傷 くるぶし骨折		休業見込期間	若しくは死亡 休業1か月	



～再発防止のために～

フォークリフトを用いて作業を行うときは、労働安全衛生規則第151条の3により、フォークリフトの運行経路等が示された作業計画を作成し、関係労働者に周知する必要があります。また、同規則第151条の7では、運転中のフォークリフト又はフォークリフトで運搬中の荷に接触することにより、労働者に危険が生ずるおそれがある箇所に労働者を立ち入らせてはならないものとされており、この場合、誘導員を配置しフォークリフトを誘導させるときはこの限りではないものとされております。事業場によっては、運行経路を床に明示することにより関係労働者に周知している工夫も見受けられます。歩行する場合においても、運転中のフォークリフトの接触防止について注意喚起するようお願いします。

◆安全衛生の窓◆

当署には、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、解雇及び労災の判断等、日々様々な問い合わせがある状況ですが、労働安全衛生関係では、感染拡大を懸念することにより健康診断の受診を控えたい労働者に対する事業者からの問い合わせがあります。現在のところ、特例として6月末日まで健康診断実施時期の延長が認められており、期間内の都合が良いタイミングで健康診断を適切に実施するようお願い申し上げます。掲載

このほか、令和2年7月31日までに有効期間の満了日が到来する特定機械等（一定の能力のあるボイラー、第一種圧力容器及びクレーン等）については、新型コロナウイルス感染症の拡大若しくは拡大防止のために、有効期間内に性能検査を受検することが困難なものとして都道府県労働局長が認めるときは、4ヶ月を超えない範囲において有効期間を延長することができる改正省令が施行されております。この場合一定の手続きが必要となりますので、詳細については当署安全衛生課までお問い合わせ下さい。

今後も事業場におかれましては、いわゆる3密を避けることにより新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底をお願い申し上げます。